



— 神奈川県地球温暖化対策推進条例 —

特定開発事業温暖化対策計画書制度

特定開発事業温暖化対策計画書制度は、大規模な開発事業を行う事業者に対し、複数の建物間のエネルギーの共同利用など、計画の初期段階でなければ導入が困難な対策の検討を促し、開発後のエリア全体の温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、開発事業における温暖化対策に関する計画書の提出を義務付け、その概要を県が公表する制度です。



対象となる事業(特定開発事業)

- 開発区域の面積が10,000㎡以上であり、かつ1又は2以上の建築物の新築を伴う開発行為を特定開発事業とします。
- ただし、新築しようとするすべての建築物(予定建築物)の延べ床面積の合計が5,000㎡以下の場合の対象外です。

【開発行為とは】.....

神奈川県土地利用調整条例(平成8年神奈川県条例第10号)第2条第1号に規定する開発行為(土地の区画形質の変更)をいいます。

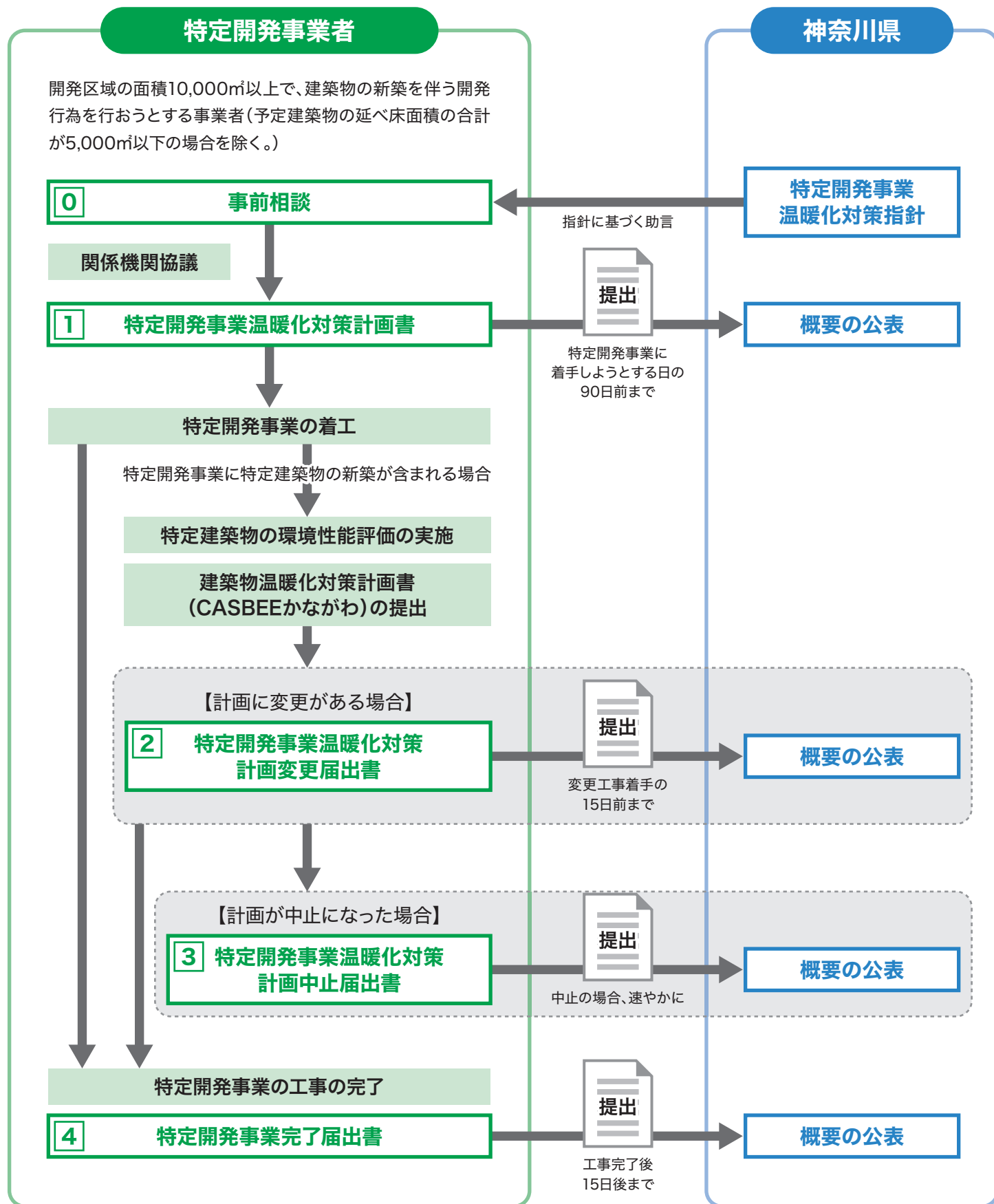
※本制度における開発行為は、神奈川県土地利用調整条例における開発行為の定義に則っていることを意味しており、同条例における開発計画の協議が不要である行為(同条例第3条に挙げられている行為)が、本制度の対象外になるということではありません。



手続きの流れ

特定開発事業を行うときは、県が定める次の様式に従って、次の手続きが必要です。

- 【様式】
- | | |
|----------------------|----------------------|
| 1 特定開発事業温暖化対策計画書 | 3 特定開発事業温暖化対策計画中止届出書 |
| 2 特定開発事業温暖化対策計画変更届出書 | 4 特定開発事業完了届出書 |



温室効果ガスの排出抑制を図るための措置の検討

特定開発事業において検討すべき環境配慮項目及び措置は次のとおりです。

環境配慮項目		温室効果ガスの排出の量の削減のための措置
エネルギー 使用の合理化	再生可能エネルギー等の活用	再生可能エネルギー等の活用
		革新的なエネルギー高度利用技術の導入
		未利用エネルギーの活用
	エネルギーの面的利用の促進・ 開発区域内の省エネルギーの促進	開発区域内における効率的なエネルギー利用、エネルギー輸送の効率化
		開発区域内におけるエネルギーの管理、電力・熱負荷の平準化
	建築物の省エネルギーの促進	建築物におけるエネルギー需要の抑制
		建築物における高効率なエネルギー利用設備の導入
建築物におけるエネルギーの管理、電力・熱負荷の平準化		
ヒート アイランド 現象の緩和	人工排熱の抑制	建築設備から大気への排熱量の低減
		排熱負荷の平準化
	地表面の改善	人工被覆面積の最小化、環境配慮型被覆材の利用
		緑地や水面等の確保、日陰の創出
	風の道の確保	風の道に配慮した建築物等の配置
		風の道に配慮した道路、通路、水路、緑地等の配置
交通環境への 配慮	自動車利用の抑制	公共交通との連携
		駐輪場の整備、自転車利用環境の整備
		歩行環境の整備
	環境負荷の少ない自動車利用の促進	電気自動車利用の促進
		その他CO ₂ 排出量の少ない自動車利用の促進
	自動車交通の円滑化	交通計画の作成
		交通流の円滑化
		駐車場の整備
緑の保全と 創出	緑地の保全	既存樹木、緑地の保全
	緑の創出	緑の創出
工事に係る 配慮	環境負荷の少ない資材の調達	製造/廃棄時のCO ₂ 排出量の少ない建設資材の使用
		資材輸送における配慮
	工事におけるCO ₂ の排出の量の削減	CO ₂ 排出量の少ない建設機械の使用
		建設機械の使用時の配慮

再生可能エネルギー等の導入の検討

特定開発事業のエネルギー需給の状況等を踏まえ、次に掲げる再生可能エネルギー等を活用した設備機器について、地理的条件、技術的条件及び経済的条件などを考慮して、導入の検討が必要です。

- 太陽光発電設備
- 水力発電設備
- 太陽熱利用設備
- 温度差熱利用設備
- 風力発電設備
- パッシブシステム
- バイオマス発電・熱利用設備
- 天然ガスコージェネレーションシステム など



特定建築物の環境性能に関する評価の目標について

特定開発事業における予定建築物が、延べ床面積2,000㎡以上の建築物(特定建築物)に該当する場合、その特定建築物の地球温暖化対策の措置の評価(「CASBEEかながわ」による評価)について、建築物ごとに目標を設定します。(「CASBEEかながわ」の詳細は別途県ホームページ等を参照)



参 考 情 報

- 県のホームページにおいて、県に提出する様式類や計画書作成の手引きなどを公開しています。
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6676/index.html>
- 計画書作成の手引き及び様式類ダウンロード
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6676/p20454.html>
- CASBEEかながわ(建築物温暖化対策計画書制度)
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6675/index.html>

お問合せ

神奈川県 環境農政局 脱炭素戦略本部室 計画書審査グループ

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 ☎045-210-1111(内線4086)